平成２７年（フ）第４６８号
大阪市阿倍野区天王寺町南３丁目12番９号アネックス富士405号
債務者　川井　研一
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４９２号
大阪市住吉区我孫子東３丁目９番28号　第一パンション302号
債務者　平和ホームこと　土橋　　徹
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２８号
大阪市東成区玉津３丁目６番21号
債務者　増田　鉄矢
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４１号
大阪府八尾市久宝寺２丁目１番１―402号
債務者　立花　静子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７１１号
大阪府門真市江端町36番１―106号、前住所大阪府門真市下馬伏町24番23号
債務者　山田こずえ（旧姓安倍）
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７６０号
大阪市住吉区山之内１丁目25番３号
債務者　釣田　正紘
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７７３号
大阪府東大阪市花園西町１丁目１番12号
債務者　中馬　圭子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７９９号
大阪市浪速区恵美須東１丁目３番３号　第２那須アーバン403号
債務者　木場　浩美
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８０１号
大阪市阿倍野区晴明通５番９号　ヒルサイドテラス301号
債務者　山下　剛資
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８０７号
大阪市西成区岸里東２丁目４番20号
債務者　岡嶋　　勝
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３号
愛知県額田郡幸田町坂崎西長根25―１　セラビ坂崎803、住民票上の住所沖縄県那覇市識名３丁目６番８号
債務者　崎浜　秀吉
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月23日午後３時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第７５４号
大阪府豊中市西緑丘１丁目３番１―914号
債務者　野田　　誠
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８号
栃木県さくら市氏家994番地４
債務者　とんとん拍子こと　鈴木　　健
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１号
栃木県宇都宮市東簗瀬１丁目45番地７　イーストスクエアⅠ401号
債務者　渡辺　透久
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７２号
栃木県宇都宮市若松原２丁目２番24号　サワダハイツＣ―103
債務者　須藤奈緒子
1　決定年月日時　平成27年３月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７９号
栃木県宇都宮市西の宮１丁目16番７号、前住所愛知県豊橋市一色町字一色上55番地１201
債務者　大栗　裕樹
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係